

道路法令関係Q&A

ボランティアと道路法

道路局路政課

A：路政課係長

B：二年目突入の路政課係員

T：四月から新しく路政課の一員になった新人係員

(ある昼休み、食事に向かう一コマ)

T：いやあ、今日はまさに「五月晴れ」という感じですね。沿道の木々も緑に覆われて、もうすっかり初夏ですね。

B：そうだね。花壇にも花が咲いててきれいだね。

ところで、T君。ボランティア活動ってしたことある？ 道路管理においても、ボランティアで地域や企業の皆さんに積極的に参加していただいているんだよ。

T：そーいや、僕も近所の道路清掃に参加したことがありますがね。Bさん、具体的にはどういった活動が行われているんでしょうか。

B：道路の清掃の他、花壇の手入れや植樹、積雪地域では、除雪をさせていただいていることもあ

るんだよ。

T：へえ、そうなんですか。Bさん、地域住民の方がボランティア活動をする時は、届出が必要だったりするんでしょうか。道路の清掃や除雪は道路法上どのように位置付けられているんですか。

B：うん、T君、道路法は道路の管理について定めた基本法であるけれども、では道路の管理とは何かというと、

「道路管理者が、一般交通の用に供する施設としての道路の本来の機能を発揮させるためにする積極、消極の一切の作用」のことを指すんだ。

具体的には、道路の新設、改築、災害復旧、維持及び修繕(第十二条、第十三条参照)の他、占用の許可(第三十二条)、沿道制限(第四十条)、道路標識の設置(第四十五条)、監督処分(第七十一条)を行うこと、道路のための公用負担を課すこと(第六十七条)など、様々な

内容が含まれるんだ。それらは公法上の行為であることもあり、私法上の行為のこともあり、単なる事実行為にすぎないこともある。

では、その管理の主体は誰かというところも、もちろん原則的に道路管理者なんだけれども、他の者が行う場合を法律が認めている場合がある。例えば、日本道路公団等が道路管理者の権限を代行する場合、地方整備局長等が道路管理者の権限を委任行使する場合がそうだし、それに私人が行う場合もある。ただ、私人に関しては、占用の許可、工事の施行命令その他の行政権限を行うことは適当ではないと考えられることから、道路の新設、改築又は修繕に関する工事及び維持以外の管理を行うことはできないんだ(第二十条参照)。

T：なるほど。

B：道路の新設、改築、修繕、維持とは、それぞれ

新設 道路法上の道路を新たに設けること。

改築 既設の道路法上の道路の効用、機能等を現状より改良するための工事。

維持 常時反復して行われる軽易な保存行為。

修繕 道路に損傷が生じた場合にそれを回復する工事。

と定義される。

で、ボランティア活動の話に戻ろう。

ボランティア活動で道路の清掃や並木の手入れ、除雪をしていただいてるわけだけれども、これらは先のうち、「道路の維持」にあたるんだ。

T..そういえば、Bさん。道路法で確か「道路管理者以外の者が道路の工事を行う場合、承認が必要だ」ということが定められた条文がありましたよね。

B..おつ、T君、よく勉強してるね。道路法第二十四条に

「道路管理者以外の者は、道路管理者承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持をおこなうことができる。」

と規定されているよ。

T..ということは、地域住民の皆さんが清掃や並木の手入れをする時も、道路管理者の承認が必要になる、ということですか。

B..それはちよつと違うんだな。第二十四条但し書き及びそれを受けた道路法施行令第三条で

「道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない軽易な道路の維持」

については、道路管理者の承認を要しないこととされているんだ。軽易な維持については、承認にからしめる実益が少なく、実際上も承認手

続を省略して、道路管理者以外の人に自発的に維持行為を行っていたくことを促進することが望ましいからね。

清掃や並木の手入れ、除雪もその軽易な道路の維持に該当するんだ。

T..じゃあ、清掃や並木の手入れなどのボランティア活動は特段、道路管理者の承認がなくても行えるわけですね。でも道路管理者とボランティア活動を行う人との間にコミュニケーションが図られないこととなると、なんらかの支障が出てきそうな感じがするんですが。

B..うん、そうなんだ。その点、以前は必ずしも道路管理者とボランティア活動の主体との間に十分にコミュニケーションが図られてなかった面があつて、作業内容、規模、時期等について道路管理者との合意がなされていなかったり、事故等による補償についても確立されていなかったところがあつたんだ。そこで、「ボランティア・サポート・プログラム」というものが考へ出されたんだよ。

T..「ボランティア・サポート・プログラム」ですか。Bさん、それはどういったものなんですか。

B..ボランティア・サポート・プログラムとは地域住民、企業などの皆さんと、自治体、道路管理者の三者が協力して道路の清掃、緑化、美化

等を行っていくというものなだけで、活動を行うにあたっては三者が「作業内容、範囲、時期、責任者」について合意、確認して協定を結ぶんだ。その協定に従って実施団体は受け持った区域の清掃、美化等を行い、道路管理者は、用具あるいは実施団体同士が意見交換を行う場などを提供し、実施団体の名称入りサインボードを実施区域に提示したりするんだ。地方公共団体には、ごみの回収と処理などでご協力いただいているよ。

T..実際、どういった方々がボランティアを実施されているんでしょうか。

B..小学生、地域の自治会、企業の有志の人たちの集まり等々、様々な団体に参加して頂いているよ。あと、NPOが実施団体になっている例もあるよ。

T..NPOですか。Bさん、「NPO」という言葉は最近よく聞くんですが、どういった団体のことをいうのでしょうか。

B..うん。平成一〇年に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定されて、環境の保全を図る活動など不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動を行うことを目的とする団体を特定非営利活動法人（NPO法人）として位置付け、法人格が付与されることになったんだ。NPO法人は、その名のとおり営利をその目的としな

参考

○道路法

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二條までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

○道路法施行令

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第三条 法第二十四条 但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

○特定非営利活動促進法

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(収益事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 (略)

いものであるけれども、その行う特定非営利活動に支障がない限り、収益事業を行うこともできたりするんだよ。現在までに、五千を超える団体が登録されているよ。最近、その政府活動への参画のあり方についても、議論が活発に行

われるようになってきているところだよ。これから僕たちも、いろんな人々にどのような形で道路管理に関わっていったらいいか、考えていかなければならないね。おつ、着いたよ、T君。この店だよ。この

バスタが、かなりおいしいんだよ。腹が減って、はいい知恵もでてこないからね。しつかり食って、午後からも仕事、頑張ろうね！